

議案第93号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について  
上記の議案を提出する。

令和6年2月15日

提出者 墨田区長 山 本 亨

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、東京都後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて協議をする。

（提案理由）

保険料の負担軽減対策として区市町村が東京都後期高齢者医療広域連合に対して行っている経費の負担措置を令和6年度及び令和7年度についても引き続き講ずることに伴い、同広域連合規約の変更に係る協議をする必要がある。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度分及び令和7年度分」に、「令和4年4月1日現在」を「令和6年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和6年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和5年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

(参考)

地方自治法（抄）（昭和22年法律第67号）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 [略]

3 広域連合は、次条第1項第6号又は第9号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第1項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

4～8 [略]

（規約等）

第291条の4 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 広域連合の経費の支弁の方法

2～4 [略]

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。